

令和6年8月

第9回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年8月9日 午後1時30分

場 所 つくば市役所コミュニティ棟 3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	5番	飯岡 宏記
6番	石田 真也	7番	中島 信夫
8番	関口 和美	9番	岡田 実
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	18番	本橋 文男
19番	野堀 良夫	20番	飯島 孝一
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	蛭原 昇		

欠席委員

4番	飯島 秀幸	10番	雨貝 洋子
23番	市村 元則		

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	荻谷 智美
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 査	大野 敏寿

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

	議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可について
	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 4 号	現況証明の発行可否について
	議案第 5 号	農用地利用集積計画の決定について
	議案第 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 7 号	つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
	議案第 8 号	非農地の決定について
	議案第 9 号	令和 7 年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	農地法第18条第 6 項の規定による通知について
	報告第 5 号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん委員の指名について
	報告第 6 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について
	報告第 7 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について

【午後 1 時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和 6 年第 9 回総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、総会開会に先立ちまして、飯野会長から御挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。大変暑い中、御苦勞様でございます。

本日は、令和 6 年第 9 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

最近、特に暑い日が続いており、南の方で台風も発生したとの情報もございます。

昨年のような台風による大きな被害を受けずに済むことを願っているところです。

本日は、御苦勞様です。よろしくお願いいたします。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和6年第9回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席4番飯島秀幸委員、それから議席10番雨貝洋子委員、議席23番市村元則委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和6年第9回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席5番飯岡宏記委員、議席6番石田真也委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局荻谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号13番、15番については、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号15番、17番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号13番、15番を除いて、議案第3号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番、15番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号22番については、私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、22番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号2番については、芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番と5番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者は野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号4番については、営農型太陽光発電施設の下部農地において、耕作者及び営農作物を変更するものですが、同時申請されるべき営農型太陽光発電施設に係る農地転用許可後の事業計画変更申請がなされていないことから継続審議とすることとしました。

以上のことから、提出番号4番は継続審議。提出番号1番から3番、5番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願いいたします。

関口和美委員

去る8月2日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付

けする予定です。

提出番号 7 番については、申請地の一部を自身の宅地として利用している状況であり、それを除いた部分の申請を指導するため、継続審議といたしました。

提出番号 8 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 9 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号10番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号11番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 7 番については継続審議。提出番号 6 番、8 番から11番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る 8 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号14番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号16番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号17番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号18番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号12番、14番、16番から18番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る8月2日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番については、申請者は、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号19番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号21番については、申請地の近隣で障害者の福祉施設を運営している法人です。今般、施設を利用している入所者のリハビリ用農園として農地を取得し、事業の用に供するもので、申請地については果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号20番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、また、提出番号21番については、農地法第3条の不許可の例外、施行令第2条第1項第1号ハに該当するため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号4番、7番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号4番、7番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号4番、7番に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

提出番号4番、7番については、担当委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号、提出番号4番、7番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から3番、5番、6番、8番から12番、14番、16番から21番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から3番、5番、6番、8番から12番、14番、16番から21番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から3番、5番、6番、8番から12番、14番、16番から21番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から3番、5番、6番、8番から12番、14番、16番から21番について、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号22番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、提出番号22番の審議が終了するまで、一時退席いたします。

なお、議事の進行につきましては、遠藤会長職務代理と交代することといたします。よろしく申し上げます。

（飯野和男委員 退席）

議長（遠藤 道夫）

それでは、少しの間、議長を務めさせていただきます。

提出番号22番については、桜地区で調査を実施しておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

去る8月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号22番については、水稻・小麦を作付けしている農家で、申請地には小麦を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 22 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（遠藤 道夫）

ありがとうございました。

提出番号22番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（遠藤 道夫）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号22番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号22番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（遠藤 道夫）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号22番について、許可することに決定いたします。

提出番号22番の審議が終了しましたので、議長を飯野会長と交代いたします。

飯野会長の復席を求めます。

（飯野和男委員 復席）

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題としたいと思います。が、提出番号 1 番については、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番と関連する一体の事業であることから、議案第 2 号については、議案第 3 号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可については、議案第 3 号の審議と併せて議題とすることといたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 13 番、15 番及び議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についての提出番号 1 番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 3 号、議案第 1 号及び議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る 8 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 2 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 3 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 4 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は

整っております。

提出番号5番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から6番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願いいたします。

関口和美委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番と議案第2号の提出番号1番については、事業として一体の申請であることから一括して説明いたします。

農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、アパート経営による資産の安定を図るべく、提出番号10番については、申請地を取得し、自身の所有地と一体で共同住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資と自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を母より借り受け、自己

用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を祖母と母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号7番から14番と議案第2号、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る8月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番と議案第1号の提出番号13番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号13番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第3号の提出番号15番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から3年間です。

なお、2筆の申請地の間には道路があり、それぞれの土地に、375Wパネル268枚、375Wパネル288枚を設置済みです。

下部農地については、土地所有者が引き続き耕作し、パネルの直下部分においては、今までどおりサカキを、それ以外は、今回の申請から新たに菊芋を栽培する計画となっております。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営

農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する筆全体に作物を作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については自己資金で賄う予定です。

提出番号16番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号17番と議案第1号の提出番号15番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第1号の提出番号15番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請をするものです。

議案第3号の提出番号17番については、提出された書類の一部において整合性がとれないことや、下部の農地における営農計画において、より詳細な資料を求めるべく、継続審議といたしました。

提出番号18番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を両親より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号15番と議案第3号の提出番号17番については継続審議。議案第1号の提出番号13番は、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われれます。

また、議案第3号の提出番号15番、16番、18番、19番については、一般基準に適合の上、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われれますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る8月2日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。今般、申請地の近隣において公共工事を受注したことから、申請地を借り受け、仮設事務所兼駐車場として利用するため申請するもので、令和6年8月19日から令和8年2月27日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を鋼板で囲い、全面を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理

とした上で、普通自動車10台分の駐車スペースを設け、2階建て事務所1棟、ラフタークレーン、発電機等を置く計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内に居住しておりますが、自宅敷地内の駐車スペースが狭く、日常生活に支障を来していることから、申請地を取得し、自家用車兼来客用駐車場として利用するため申請するものですが、既に使用してしまっていたことから、始末書つきの申請となりました。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とした上で、既存カーポートに普通自動車2台を駐車する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資と自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号20番から22番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号23番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることとなったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業者である当該法人が、発電した電気を東京電力に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、590Wパネルを168枚設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものですが、既に一部を使用しているため、始末書つきの申請となっております。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を祖父より受贈し、自己

用住宅用地として申請するものですが、既に一部を使用しているため、始末書つきの申請となっております。資金については金融機関の融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号26番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、同一大字内に事務所を置き、産業用機械の販売を営む法人です。今般、事業の多角化を図るため、自動車修理・販売業を新たに開始すべく、当該法人の代表が所有している申請地を借り受け、自動車修理工場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、L型擁壁を用いて盛土を行い、敷地内を碎石敷とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、自動車修理工場1棟、従業員及び来客用の駐車スペースとして計12台分を確保し、整備士の資格を持った社員を新たに雇う計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号27番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣地で学童保育事業を運営する法人です。現在、古民家を改装し学童保育施設を運営しておりますが、事業所内に、遊具をはじめ資材等が多数置いてあり、既存の駐車スペースが狭く、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、駐車場用地とすべく申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷とし、雨水を敷地内浸透処理した上で、普通自動車7台、送迎バス1台の駐車スペース及びバス転回スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄います。

以上のことから、提出番号25番から27番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る8月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号28番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号29番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号30番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を母から受贈し、自己用住宅用地と

して申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号31番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものですが、土地所有者が既に駐車場として使用しているため、始末書つきの申請となっております。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号32番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号33番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

現在、官舎住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号34番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号28番から34番については、一般基準を満たしており、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号13番、15番、議案第2号の提出番号1番及び議案第3号の説明及び報告が終わりました。

議案第1号の提出番号15番及び議案第3号の提出番号17番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第1号の提出番号15番及び議案第3号の提出番号17番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第1号の提出番号15番及び議案第3号の提出番号17番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号15番及び議案第3号の提出番号17番については、蛭原委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号の提出番号15番及び議案第3号の提出番号17番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号13番、議案第2号の提出番号1番及び議案第3号の提出番号1番から16番、18番から34番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。当該議案には直接関連しておりませんが、今回も営農型によるソーラーシェアリングの申請が2件上程されております。

先日、営農型発電の交付金が一時停止されたとの報道がテレビや新聞等でございました。

こちらの報道内容について、詳細がわかれば教えていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

事務局（飯泉課長補佐）

それでは、事務局からお答えいたします。

御質問がございました件につきましては、日本農業新聞に掲載されておりましたので、そちらの記事内容に沿って御説明させていただきます。

こちらは、本年4月1日の再生可能エネルギー特別措置法に基づきました措置となりまして、交付金のほうが一時停止となったものでございます。

具体的には、20件が交付金の停止と報道なされておりますが、こちらは20事業者、計342箇所の太陽光発電施設が対象でございます。

その内訳は、6事業者、15箇所につきましては、不適切な下部農地への営農が行われたため当該措置の対象となっており、残りの14事業者、計327箇所につきましては、許可更新の手續等、農業委員会の農地法の再許可の手續がなされていなかったとの理由により交付金が停止されたものでございます。

当管内におきましても、36箇所のソーラーシェアリング事業が許可を受けておりますが、引き続き、農業委員の皆さんとパトロールを強化して、こういった事案が発生しないようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

對崎委員、よろしいですか。

對崎徳男委員

ありがとうございます。

議 長（飯野 和男）

その他に質問等は、ございますか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号13番、議案第2号の提出番号1番及び議案第3号の提出番号1番から16番、18番から34番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番及び議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から16番、18番から34番について、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第4号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、関口委員、お願いいたします。

関口和美委員

去る8月2日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る8月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により、全体を農地として利用することが困難な状態となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、20年以上前より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第５号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第５号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書19ページになります。

議案第５号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和６年７月22日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号１番、豊里地区で５年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号34番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区３件、谷田部地区８件、茎崎地区４件、大穂地区３件、桜地区16件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号33番、34番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号１番から32番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号１番から32番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から32番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号、提出番号１番から32番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号33番、34番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、吉田委員の退席を求めます。

(吉田新一委員 退席)

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号33番、34番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号33番、34番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号33番、34番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号、提出番号33番、34番について、原案のとおり決定いたします。

吉田委員の復席を求めます。

(吉田新一委員 復席)

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

それでは、議案書24ページになります。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年7月11日付けで農用地利用集積等促進計画（案）の意見を求められているものでございます。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権の設定を行うものです。

以降、整理番号11番までのとおりとなり、豊里地区6件、谷田部地区1件、大穂地区4件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により、市が機構に提出するものとなります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号8番、9番については、議事参与制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号1番から7番、10番、11番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号1番から7番、10番、11番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から7番、10番、11番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号、提出番号1番から7番、10番、11番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、提出番号8番、9番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中島委員の退席を求めます。

（中島信夫委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号8番、9番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号8番、9番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 8 番、9 番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 6 号、提出番号 8 番、9 番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

中島委員の復席を求めます。

（中島信夫委員 復席）

議案第 7 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 7 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書 35 ページになります。

議案第 7 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 6 年 7 月 19 日付けで農業振興地域整備計画の変更について意見を求められているものです。

整理番号 1 番、豊里地区において宿舍敷地として申請されたものです。

以降、整理番号 8 番までのとおりとなり、豊里地区 3 件、谷田部地区 2 件、大穂地区 1 件、筑波地区 2 件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。地区ごとに調査を行っておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る 7 月 25 日に行った農業振興地域整備促進協議会豊里地区の現地調査、並びに 8 月 5 日の審議結果について、報告いたします。

整理番号 1 番から 3 番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断いたしました。

以上のことから、整理番号1番から3番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願いいたします。

関口和美委員

去る7月25日に行った農業振興地域整備促進協議会谷田部地区の現地調査、並びに8月2日の審議結果について、報告いたします。

整理番号4番、5番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断いたしました。

以上のことから、整理番号4番、5番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る7月24日に行いました農業振興地域整備促進協議会大穂地区の現地調査、並びに8月2日の審議結果について、御報告いたします。

整理番号6番については、農地転用許可の見込みもあり、除外することにより農地の集団化への影響もないものと判断いたしました。

以上のことから、整理番号6番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る7月24日に行った農業振興地域整備促進協議会筑波地区の現地調査、並びに8月5日の審議結果について、報告いたします。

整理番号7番、8番については、農地転用許可の見込みもあり、除外することにより農地の集団化への影響もないものと判断いたしました。

以上のことから、整理番号7番、8番については、農業振興地域整備計画を変更しても

差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第7号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

つくば農業振興地域整備計画の変更について、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、変更同意することに決定いたします。

議案第8号 非農地の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

それでは、事務局より説明いたします。

議案第8号 非農地の決定について、御説明いたします。

こちらの土地につきましては、調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることを確認したため、非農地の判断について審議を求めるものでございます。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 非農地の決定については、
原案のとおり農地に該当しないことを決定いたします。

議案第9号 令和7年度国・県農業施策に対する意見要望（案）について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第9号 令和7年度国・県農業施策に対する意見要望（案）についてを議題
といたします。

本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、大野委員長より報告を
お願いいたします。

大野博司委員

農業政策専門委員会より、議案第9号 令和7年度国・県農業施策に対する意見要望
（案）についてを御説明いたします。

こちらは、農業委員会及び推進委員の皆様方より提出いただいた御意見を基に、7月30
日及び本日、総会前に開催した本委員会において協議を行い、原案として決定しました。

意見要望につきましては、4項目からなり、1つ目として、農地の保全と有効利用対策、
2つ目として、担い手・経営対策、3つ目として、基本農政の確立対策、4つ目として、
農業委員会組織対策の4項目となっております。

それぞれの項目に対する意見要望事項及び理由につきましては、議案書に記載のとおり
ですので、説明は省略させていただきます。

なお、総会で可決された上は、茨城県農業会議へ提出いたしますので、御審議のほどよろ
しくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長（飯野 和男）

ただいま大野委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたし
ます。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 令和7年度国・県農業施策に対する意見要望（案）については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第7号についてですが、内容は議案書39ページから60ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第7号について、質問等はございませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第7号について終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第9回総会を閉会いたします。

【午後2時45分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員